

令和 8 年度日本スポーツ協会公認スポーツドクター養成講習会  
開催要項

1. 目的

全国各地でスポーツ活動を実践している人達の健康管理やスポーツ外傷・障害に対する予防、治療等の臨床活動を行うとともに、スポーツ医学の研究、教育、普及活動にあたる医師を対象に「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツドクター設置要項」に基づき、養成講習会を開催する。

2. 主催

公益財団法人日本スポーツ協会(JSPO)

3. カリキュラム

・基礎科目Ⅰ・Ⅱ(25 単位)

・応用科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(27 単位)

\*別紙「カリキュラム一覧」参照

4. 実施方法

(1)基礎科目

科目	期日	実施方法	定員
基礎科目Ⅰ	令和 8 年 10 月 3 日(土)、4 日(日)	対面開催 <会場> ベルサール飯田橋ファースト 〒112-0004 東京都文京区後楽 2-6-1	各 300 名 程度
基礎科目Ⅱ	令和 9 年 1 月 23 日(土)、24 日(日)	オンライン開催(Zoom)	

(2)応用科目

科目	期日	実施方法	定員
応用科目Ⅰ	令和 8 年 9 月 5 日(土)、6 日(日)	オンライン開催(Zoom)	各 300 名 程度
応用科目Ⅱ	令和 8 年 12 月 5 日(土)、6 日(日)		
応用科目Ⅲ	令和 9 年 2 月 6 日(土)、7 日(日)		

【注意事項】

- ・ 実施方法は予定であり、変更する場合がある。
- ・ 基礎科目はスポーツデンティスト養成講習会(医科共通)と同一日程・会場で実施する。
- ・ 講習は講義ごとの単位制とし、単位認定は 1 講義単位で行う。  
ただし、講義への遅刻・早退があった際には該当講義の単位認定を行わない。なお、各科目においては

I・II・IIIのいずれからでも受講できる。

- ・ 日本医師会認定健康スポーツ医、日本整形外科学会スポーツ医の資格保有者、日本整形外科学会認定スポーツ医学研修会の総論(25単位)または総論 A 修了者は、基礎科目を免除する。
- ・ 応用科目は、前年度までに基礎科目を修了した者(「基礎科目修了証明書」保有者)および基礎科目免除者が受講できる。なお、同一年度内に基礎科目と応用科目を同時に受講することはできない。
- ・ オンライン講習会参加に際し必要と考えられる機材(PC、スマートフォン、インターネット環境等)やデータ通信料は受講者各自が準備・負担する。
- ・ オンライン講習会における単位認定にあたっては、視聴ログおよび出席確認テストの解答状況によって判定する。

## 5. 受講条件

令和8年9月1日時点で日本国の医師免許取得後4年を経過しており、日本スポーツ協会(以下「JSPO」という。)または「公益財団法人日本スポーツ協会 加盟団体規程」第2条に定める本会正加盟団体・準加盟団体または日本スポーツ協会スポーツドクター部会にて特に認められた団体から推薦され、JSPO が認めた者。

## 6. 募集人数

- (1)基礎科目からの受講者:200名程度
- (2)応用科目からの受講者:100名程度

## 7. 申込方法

受講希望者は以下の書類を推薦団体へ提出し、推薦団体は申込書類を確認のうえ、所定の推薦様式によりJSPOへ提出する。

### (1)新規受講申込書(顔写真貼付)

\*新規受講申込書はA4両面印刷で提出すること。

### (2)医師免許証の写し(A4サイズ)

### (3)日本医師会認定健康スポーツ医の認定証、日本整形外科学会スポーツ医の認定証、日本整形外科学会認定スポーツ医学研修会の総論(25単位)または総論 A 修了証の写し(基礎科目免除申請者)

\*令和8年9月1日時点で各証明書が有効であること。

## 8. 申込期限

推薦団体が別に定める。なお、推薦団体からJSPOへの提出期限は令和8年5月13日(水)必着とする。

## 9. 受講者の決定

### (1)内定

- ・ JSPO 指導者育成委員会スポーツドクター部会(以下「ドクター部会」という。)にて審査のうえ受講者を内定し、該当者および該当者の推薦団体へ通知する。受講希望者が多数の場合は推薦順位、推薦理由等を考慮のうえ審査を行い、内定者を決定する。
- ・ 受講内定者は、内定通知に従いインターネット上のMyJSPO(指導者マイページ)から養成講習会への申し込みおよび受講料の納入を完了すること。指定期日までに受講料を納入しない場合は内定を取り消す場合がある。

- ・講習会受講時の本人確認に必要となるため、MyJSPO(指導者マイページ)への顔写真のアップロードを受講開始までに完了すること。

## (2)決定

- ・受講料納入者に対し受講決定通知を送付する。
- ・受講有効期間は以下の通りとする。
  - 基礎科目からの受講者:受講開始年度を含め6年間
  - 応用科目からの受講者:受講開始年度を含め3年間
- ・受講期間中に日本医師会認定健康スポーツ医、日本整形外科学会スポーツ医の資格を取得、日本整形外科学会認定スポーツ医学研修会の総論(25単位)または総論Aを修了した者は、その証明書類の写しを提出することにより基礎科目を免除する。年度途中で基礎科目免除となった者は、当該年度から応用科目を受講できる。
- ・受講有効期間内に全てのカリキュラムを受講修了できない場合は、ドクター部会で受講期間の延長が認められた場合を除き、再度新規受講申込を行うものとする。

## 10. 受講料

(1)基礎科目からの受講者:57,200円(税込・教材費含む)

(2)応用科目からの受講者:33,000円(税込・教材費含む)

### 【注意事項】

- ・一旦納入された受講料は返金しない。なお、受講決定後に基礎科目の免除申請を行った場合も差額の返金は行わない。
- ・受講料はJSPOが送付する受講内定通知到着後に納入すること。
- ・上記受講料は受講修了または受講有効期限まで有効となる。

## 11. 資格取得

(1)基礎科目修了(基礎科目免除者を除く)

- ・基礎科目修了者には、当該年度末に「基礎科目修了証明書」を発行する。

(2)受講修了

- ・全てのカリキュラムを受講修了した者には、JSPOから受講修了通知を送付する。

(3)登録および認定

- ・新規登録対象者は、JSPOから別途送付される登録手続きに関する案内に基づき、指定期日までに登録料を支払う。

登録料には、以下の種類があり、これらの合計金額を納入する必要がある。

■基本登録料(4年間):デジタル版13,000円/印刷送付版:17,000円

※保有する資格の種類や数に関わらず、いずれかの金額となる。

■資格別登録料:30,000円

■初期登録手数料:3,300円/1資格

※その資格を初めて登録する際にかかる手数料。更新登録時には不要。

- ・新規登録対象者からの登録料支払いをもって公認スポーツドクターとして認定し、認定証および登録証を交付する。資格有効期間は4年間とする。

## 12. 個人情報の取扱いについて

(1)受講者の個人情報は、以下の目的のために使用する。

- ・ 本養成講習会の実施に関する連絡(資料の送付等)
- ・ 受講状況の管理
- ・ その他スポーツドクター関係業務

(2)受講者の個人情報は、受講者の推薦団体・者に提供する。また、提供を受けた団体・者において必要な情報(受講状況等)を付加する場合がある。

・提供先

受講者を推薦した団体・者

・提供の目的

受講状況の管理のため

・提供する項目

取得した全項目

・提供の手段

MyJSPO 管理システム、書面、口頭、電話、FAX、電子メールなどによる提供

(3)JSPO 個人情報保護方針は、以下の URL を確認すること。

<https://www.japan-sports.or.jp/privacy/policy.html>

## 13. その他

(1)未修了者の次年度以降の講習会受講について

- ・ 前年度までに全てのカリキュラムを受講修了しなかった者には、受講期限まで、JSPO から年度毎に受講案内を送付する。  
応用科目は、前年度までに基礎科目を修了した者(「基礎科目修了証明書」保有者)および基礎科目免除者が受講できる。なお、同一年度内に基礎科目と応用科目を同時に受講することはできない。
- ・ 受講者は開催日程等確認のうえ、所定の方法にて養成講習会参加を申し込む。

(2)資格更新のための研修について

- ・ 公認スポーツドクターは、有効期限を迎える 6 カ月前までに JSPO が定める研修会(更新研修)に参加しなければならない。

(3)広報について

- ・ 本講習会風景の写真等は、JSPO ホームページおよびその他関連資料へ掲載する場合がある。
- ・ 受講者は、JSPO や講師の特別の許可がある場合を除き、講義の録音、録画、写真撮影(画面のスクリーンショット含む)をすることは禁止とする。

(4)不適切行為について

- ・ 受講者としてふさわしくない行為(JSPO 登録者等処分規程等において違反行為と規定された行為)があったと認められたときは、スポーツドクター部会において審査し、受講資格の取消しないしは停止、受講済科目の一部ないしは全部の取消し、資格登録権利の停止等の処分を行う場合がある。なお、処分内容については、JSPO 登録者等処分規程等の関連規程に照らし合わせるとともに、受講状況等に応じて検討することとする。また、JSPO または JSPO 加盟団体等が受講者としてふさわしくない行為に関する事実調査を開始して以降、処分内容が確定するまでの間、当該受講者からの「受講辞退」申請は受理しない。
- ・ JSPO 登録者等処分規程に基づく処分を受けた者にとっては、推薦団体から JSPO へ申込を行う時点で当該処分に対する所定の再教育プログラムを修了し、資格等が回復していること。

(5)免責事項について

- ・ 天災地変や伝染病の流行、会場・輸送等の機関のサービスの停止、官公庁の指示等の JSPO が管理できない事由により、講習会内容の一部変更および中止のために生じた受講者の損害については、JSPO ではその責任を負わない。

(6)受講時の支援・配慮の要望について

- ・ 手話通訳、要約筆記等の希望や受講にあたって支援や配慮が必要な場合は、受講申込時に JSPO 事務局まで申し出ること。申し出があった場合、個別の状況等に基づき、総合的・客観的に判断し、必要かつ合理的な対応を講じる。

なお、受講をキャンセルした場合で必要かつ合理的な対応のキャンセルに伴う費用が発生した場合は、当該受講者の負担とする。

<本件に関する問い合わせ>

公益財団法人日本スポーツ協会

スポーツ指導者育成部 指導者育成課 スポーツドクター担当

Email:[sports-doctor@japan-sports.or.jp](mailto:sports-doctor@japan-sports.or.jp)

